

## 高齢者肺炎球菌予防接種費用の一部公費助成について

市では肺炎球菌という細菌によって引き起こされる肺炎球菌感染症の発症および合併症の予防のため、接種費用の一部を助成します。

○**対象者** 市内に住所を有する方で、今までに高齢者肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン)を受けたことがない方で、令和5年4月1日までに下記に該当する方

【定期接種】 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳  
→個人宛に「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票兼受診券」を郵送  
**5月末に発送する予定です。**

【任意接種】 66歳以上の定期接種対象年齢以外の方  
→健康推進課および各支所に申請のうえ「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票兼受診券」の交付を受けてください。

①満60歳以上65歳未満の方で、身体障害者手帳1級の交付を受けている方。

②満60歳以上65歳未満の方で、身体障害者手帳2級および3級の交付を受けている方。  
(内部障害に限る)

※①と②の方は、健康推進課および各支所へ身体障害者手帳を持参のうえ、「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票兼受診券」の交付を受けてください。

○**接種期間** 令和5年3月31日まで

○**公費助成額** 4,000円

※生活保護世帯に属する方は、個人負担免除券を健康推進課および各支所で発行します。  
事前に「生活保護受給証」を持参し、申請してください。

○**接種方法** 郵送または窓口で交付される「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について」を確認のうえ、「高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種予診票兼受診券」を持参し医療機関に予約して接種を受けてください。

○**医療機関** 実施医療機関(予診票交付時に配付する「実施医療機関一覧」をご覧ください)

○**その他** 転入した方等で接種を希望する方は下記までお問い合わせください。

**問** **かがやき** 健康推進課母子保健G ☎54-7121 FAX 54-7123

## 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請はお済みですか？

市では、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の申請受付を2月10日から開始しています。  
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受付は5月9日までとなっていますので、期限内に早めの申請をお願いします。

令和3年度の税の申告がお済みでない方に対しては、給付金の確認書を郵送しておりません。税の申告を済ませた後、世帯全員が非課税である場合は給付金支給の対象となる可能性があります。

また、令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響により収入が減少し、世帯全員が市民税非課税相当になった世帯も、家計急変世帯として、給付金支給の対象となる可能性がありますので、給付金対策室までお問い合わせください。

**問** **本庁** 社会福祉課保護G ☎52-1111 内線132